

2013年 1/15 広報 あやせ No.980

今月の納税

—納期限は1月31日(木)—

■市県民税(第4期)

■国民健康保険税(第8期)

納税は口座振替が便利です。手続きは通帳と通帳印を持参し、金融機関窓口で。☎納税課 ☎70・5612。

■下水道事業受益者負担金・分担金(第4期)

☎下水道課 ☎70・5634。



あやびい



本市では、景観計画を策定するとともに景観条例を制定しました。ふるさと綾瀬を、親しみやすく美しいまちとして次世代に継承していくために、協働して景観づくりに取り組むことが必要です。
☎都市政策課 ☎70・5629。

次世代に継承します

「にぎわいと自然が調和する 田園都市あやせ」 市景観計画策定・条例制定

将来像や理念などを示した景観計画

景観は、風景だけではなく自然、生活、経済活動、歴史などさまざまな要素が深く関わり合い、成り立っています。

地域の特性や資源などを生かし、まちのイメージを高めながら住む人が愛着や誇りを持てるように、本市は22年4月に景観法に基づき景観行政団体となり、23年度から市民、事業者、学識経験者などで構成する同計画策定委員会で協議を重ね、今月、将来像や理念、方針などを示した計画を策定しました。

手続きや責務などを定めた景観条例

計画に合わせて、同法の手続きや市民・事業者・市の責務、地区指定、団体登録などを定めた条例を制定し、4月1日から施行します(一部は3月1日施行)。

市民・事業者・市の一体的な取り組みが必要

計画の理念は「都市の輝きと水と緑が織りなす自然が調和する『田園都市あやせ』の創造」です。自然や

住宅、歴史文化、産業などが調和しながら、都市のにぎわいと田園などの自然の



美しさを兼ね備えた景観づくりを目指すものです。そのためには市民、事業者、市が一体となった取り組みが必要になります。私たちの日常生活も、景観の重要な要素となります。例えば、皆さんが所有したり使用したりする建物を良好な状態に保つことなども、景観形成に貢献する方法の一つです。できることから少しずつ取り組み、

みんなで綾瀬の景観を上げていきませんか。



市景観計画の概要

- 対象区域 市内全域

●目標

次の景観形成を目指します。

- ①樹林地、斜面緑地や農地、里山といった豊かな緑や河川が地域をつなげる景観
- ②地域の成り立ちや時代を越えて継承される人々の営みが育む景観
- ③新たな都市の活力と輝きを創造する景観
- ④丹沢大山、富士山といった山並みや農地の広がりなど、眺めを大切に景観
- ⑤景観への意識の高まりによる市民主体の景観

●建築などの行為に伴う事前配慮

良好な景観形成を進めるため、建築物などの計画の段階から事前に協議することを定めています。

また、大規模な建築物、工作物の新築・増築、開発行為、屋外での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積などに対して、届け出を義務付けました。

※計画書は同課、市ホームページで閲覧できます

講演会・説明会に参加しませんか

▶景観講演会

「市民協働の景観まちづくりと綾瀬市の景観について」

2月9日(土)14時~16時、市役所3階314・315会議室。計画の説明、条例施行に向けた市民協働の景観まちづくりに関する講演。講師は(株)山手総合研究所代表取締役の菅孝能さん。定員100人(申込順)。☎2月6日までに同課へ電話。

▶事業者景観説明会

「景観まちづくりと事業者の役割について」

2月4日(月)14時~16時、市役所6階視聴覚室。条例制定による届け出制度などの説明。定員50人(申込順)。☎1月30日までに同課へ電話。

市景観条例の概要

景観法の規定に基づく手続きや市民・事業者・市の責務、景観形成重点地区の指定基準、景観形成協議会の設置などを定めています。行為の規制などでは、届け出の手続き、届け出の対象となる規模、行為などのほか、事前協議が必要となることも定めています。大規模な建築物の建築などを行う際には、事前に届け出が必要です。
※条例は市ホームページで公開しています

